

受任者の皆さまへ

この度は、原発県民投票の受任者（署名を集める人）になっていただき、どうもありがとうございました。

皆さまには、私たち請求代表者からの委任を受ける形で、署名を集めていただくこととなります。まずは、このマニュアルの内容をご一読いただいた上で、署名活動を始めていただければ幸いです。多くの皆さまの力を合わせて、この署名集めを成功させ、原発県民投票を実現させましょう。よろしくお願い致します。

原発県民投票静岡 共同代表 鈴木望 佐久間章孔

「原発」県民投票を成功させよう！ 受任者向けマニュアル 【簡易版】

1、 県民投票を行うためには

- 1、 県民投票を行うためには、県民投票を行うための条例を、静岡県で制定する必要があります。
- 2、 条例を制定するためには、選挙権を持つ静岡県民の50分の1以上の署名をそろえて、県知事に条例の制定を求めます。そうすると、県知事から条例案が県議会に提案されます。今回は、約6万2千名分以上の署名が必要です。
- 3、 県議会が、その条例案を可決すれば、条例が制定されて、県民投票が行われることとなります。
- 4、 県議会で否決されれば、県民投票は行われません。県議会で賛成されるようなムードを作るために、1名分でも多くの署名を集めることが大切です。

2、 1名分でも多くの署名を集めるためには

- 1、 この活動の代表者は、自分に代わって署名を集めてくれる人に、署名集めをお任せすることができます。その任された人のことを受任者（じゅにんしゃ）と言います。この受任者をたくさん集めれば集めるほど、署名数も増えていくわけです。
- 2、 この署名は、一定のルールにのっとり、集めなければいけません。正しく集められなかった署名は、無効になってしまいます。
- 3、 署名簿は、事務局を通して選挙管理委員会に提出されます。そのため、受任者の皆さんが事務局に、確実に署名簿を戻していただくことが必要です。

3、 受任者になれる方は

- 1、静岡県内の市や町(静岡市と浜松市では区)の選挙人名簿に登録されている人が、受任者となって、その市区町で署名を集めることができます。
- 2、転居により住民票が移動されていて、その市区町での選挙人名簿に登録されていない方は、受任者にはなれません。
- 3、選挙人名簿は3か月ごとに作成されます。転居してきたばかりの方は、名簿に登録されていない可能性があります。
名簿に記載されていない方が集めた署名は無効になってしまいます。今年住民票を移動された方は、地元の選挙管理員会に確認してください。
- 4、地方公務員の方も受任者になることができます。ただし、①公立学校の教育公務員 ②国家公務員の方に関しては、別に制限がありますので、公務員の方で受任者を希望される場合は、一度事務局にお問い合わせください。
- 5、なお地方公務員の方が受任者となる場合、その地位を利用して、署名を集めることはできません。

4、受任者になる方法は

- 1、受任者の資格がある方が、事務局を通して受任者登録を行います。そして、署名収集の委任を受けることによって、はじめて署名を集めることができるようになります。署名期間中であれば、いつでも受任者になることができます。
- 2、登録ハガキに、住所・氏名・生年月日・連絡先など必要な事項をご記入の上、事務局に郵送かFAXで送っていただく。もしくは、地域の連絡所や世話人の方などにお渡しいただければ、受任者として登録されることとなります。また、ホームページからもご登録いただくことも可能です。
- 3、受任者の数を増やすためには、受任者の皆さんから、お知り合いの方に呼びかけをしていただくのが一番です。
- 4、また署名をしてもらった方にも、「少しでも署名を集めていただけませんか?」と、声をかけていただくとありがたいです。

5、署名ができる人は

- 1、受任者の方が選挙人名簿に登録されている市や町(静岡市と浜松市は区)。その市区町の選挙人名簿に登録されている人からのみ、署名を集めることができます。
- 2、受任者の場合と同じように、最近の転居により、その市区町での選挙人名簿に登録されていない人は、署名することができません。
- 3、住民票がその市区町にある方でも、転居したばかりという場合は、名簿に登録されていない可能性があります。その点ご注意ください。
- 4、署名者には公務員などの制限はありません。

6、署名を集める方法は

- 1、署名期間は、5月13日から7月11日までです(※藤枝市と下田市は市長選挙の関係で、期間が異なります)。
- 2、まずは、ご自分のご家族や友人、知人など、親しい人から声をかけてみてください。
- 3、署名を集める時間帯には、制限はありません。署名を集める際には、選挙と違って戸別訪問が可能です。
- 4、署名の意味や方法を、キチンと説明することが大切ですので、可能な方は戸別訪問もドンドン行ってください。

7、署名してもらう前に

- 1、まず最初に、署名簿の委任状の欄に、受任者の方の氏名と住所を記入してください。
- 2、この委任状の欄は、署名を集める際の受任者としての身分証明書代わりにもなります。何かの際には、この欄を見せるようにしてください。
- 3、受任者の方は、委任状に氏名と住所を記入するため、ご自身の署名を忘れがちです。忘れずに署名してください。2冊目以降は必要ありません。
- 4、身体の不自由などによって署名できない場合は、代筆署名も可能です。その代筆者も、署名資格のある人(選挙人名簿に登録されている人)でなければいけません。代筆者には、署名欄の右わき欄に、ご自身の住所、氏名、生年月日を記入し、押印してもらってください。
- 5、また、受任者自身は代筆者になれませんので、ご注意ください。

8、正しく署名してもらう方法は

- 1、署名は、本人の自筆でなければいけません。
- 2、署名者には、①署名年月日、②住所、③氏名、④生年月日の4か所を記入してもらい、⑤押印してもらってください。
- 3、押印は、シャチハタでも、ぼ印(左右の手のどの指でも可)でもかまいません。同一家族の場合は、同じ印を使ってもかまいません。
- 4、書き間違いがあった場合は、余白があれば書き間違えた部分を二重線で消し、訂正印を押したうえで、正しい内容を書き直してもらってください。
- 5、大きく書き間違えてしまった場合は、二重線で消して訂正印を押したうえで、次の欄に書き直してもらってください。
- 6、同じ住所の家族が続けて署名する場合は、2番目以下の人の住所を「同上」や「〃」と記入してもらってもかまいません。ただし氏名は、必ず自筆で、フルネームを記入してもらってください。
- 7、『浜岡原発の再稼働の是非に関する県民の意思を明らかにする』という趣旨とは異なる趣旨を説明をしたり、署名を強要するような行為などは行わないようご注意ください。
- 8、署名のどこかに誤りがあると、署名が無効になる可能性があります。受任者の方が、記入か所を指さしながら、目の前で署名してもらってください。

9、署名をしてもらった後は

- 1、受任者の方は、署名者から署名簿を受け取る際に、記入もれがないかどうかを確認してください。
 - 2、事務局に提出する方法は、事務局への郵送や持参。または、地域の連絡所や世話人の方に手渡しするといった方法でお願いいたします。
 - 3、署名簿は、できるだけすみやかに、署名期間中に、事務局にご提出ください。
 - 4、署名欄が埋まった署名簿を提出いただいた後、可能であれば、2冊目、3冊目の署名集めをお願いいたします。
 - 5、新たな署名簿は、コピーしたものではいけません。事務局から渡された署名簿を、必ずお使いください。
- ※このほかご質問や疑問点などがある場合は、選挙管理委員会にではなく、まずは事務局にお問い合わせください。

多くの人の力を合わせて、この署名集めを成功させ、県民投票を実現させましょう！。
皆さまのご協力をよろしくお願いいたします！